

多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)

埼玉県

1. 活動の推進に関する基本的考え方

農業・農村は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有している。

しかし、本県では近年、農村地域の高齢化や混住化等の進行により集落機能が低下し、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつある。また、地域の共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念される。

このため、地域で行う農地や水路、農道などの地域資源の基礎的な保全活動や質的向上を図る活動、施設の長寿命化を図る活動について支援することにより地域資源の適切な保全管理を推進して、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるようにするとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押ししていく。

2. 農地維持支払交付金に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

①地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記1－2の活動指針を基本とし、下記③の事項を追加する。なお、実践活動等の際には、安全な活動に努めるものとする。

②地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア 地域資源の基礎的な保全活動

(ア) 点検・計画策定については、活動計画書に位置付けた農用地、施設について毎年度実施する。

(イ) 研修については、活動期間中に各1回以上実施する。

(ウ) 実践活動については、活動計画書に位置付けた農用地、施設について毎年度実施する。

ただし、一重下線部の活動は、点検結果に基づいて実施の必要性を判断する。

イ 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

地域資源の適切な保全管理のための推進活動については、活動を1以上選択し、毎年度実施するとともに、活動期間中に地域資源保全管理構想を策定する。

ただし、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。）第19条第1項に定める地域計画において、地域資源保全管理構想に準ずる内容が含まれる場合は、地域資源保全管理構想を作成したとみなすことができる。

③国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア. 地域資源の基礎的な保全活動

区 分	
対象施設等	水路
活動区分	水路
活動項目	100 水路の配水操作
活動内容	地域の配水計画に基づいた配水操作を行うこと。
活動要件	—

区 分	
対象施設等	ため池
活動区分	ため池
活動項目	101 ため池施設の配水操作
活動内容	地域の配水計画に基づいた配水操作を行うこと。
活動要件	—

区 分	
対象施設等	共通
活動区分	共通
活動項目	102 除排雪、融雪剤の散布
活動内容	融雪による施設の法面等の浸食防止や施設の適正な維持管理のため、施設やその周辺部の除排雪や融雪剤を散布すること。
活動要件	—

イ．地域資源の適切な保全管理のための推進活動

区 分	
対象施設等	—
活動区分	—
活動項目	—
活動内容	—
活動要件	—

④地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙１）

埼玉県の農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙１のとおりとする。

（２）交付単価

①基本的考え方

埼玉県の農地維持支払交付金の交付単価については、次に掲げる表中の基本単価とする。

ただし、事業計画に定める実施期間中に、対象農用地の地目を変更する場合、当該対象農用地に係る農地維持支払交付金の交付単価については、地目の変更があった時点の当該期間中に限り、変更前の地目の単価を適用するものとする。

②農地維持支払交付金の交付単価

適用	地目	農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価	農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価のうち国の助成	農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価のうち県の補助
基本単価	田	3,000 円	1,500 円	750 円
	畑	2,000 円	1,000 円	500 円
	草地	250 円	125 円	62.5 円

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

農地維持活動により管理される水路・農道等施設と一体となって効果的に保全が図られる区域に存する一団の農用地かつ、農業振興地域の整備に関する法律第3条第1号に規定する農用地で、同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にあるものとする。

市町村において、多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地も対象とする。

(4) その他の必要な事項

なし

3. 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)に関する事項

(1) 地域活動指針の策定、同指針に基づき定める要件の設定

①地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記1-2の活動指針を基本とする。なお、実践活動等の際には、安全な活動に努めるものとする。

②地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア 施設の軽微な補修

(ア) 機能診断・計画策定については、活動計画書に位置付けた農用地、施設について毎年度実施する。

(イ) 研修については、活動期間中に1回以上実施する。

(ウ) 実践活動については、活動計画書に位置付けた農用地、施設について毎年度実施する。ただし、実施に当たっては、機能診断結果に基づいて実施の必要性を判断する。

イ 農村環境保全活動

農村環境保全活動については、テーマを1以上定めた上で、そのテーマに該当する計画策定、啓発・普及及び実践活動のそれぞれの活動を毎年度1以上実施する。

ウ 多面的機能の増進を図る活動

多面的機能の増進を図る活動については、任意の活動とし、次のとおりとする。

(ア) 活動内容を定めた上で毎年度実施する。

(イ) 広報活動は毎年度実施する。ただし、対象農用地に多面的機能支払実施要領第1の4の(8)の農業地域類型区分の「中間農業地域」若しくは「山間農業地域」が含まれる場合又は同実施要領第1の4の(9)の8法地域に該当する場合は、広報活動の実施を必ずしも求めるものではない。

③国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア. 施設の軽微な補修

区 分	
対象施設等	水路
活動区分	水路
活動項目	31 水路の軽微な補修等
活動内容	「安全施設の軽微な補修」
活動要件	転落事故を防止するために設置している安全施設の破損・老朽箇所の補修等の対策を行うこと。

イ. 農村環境保全活動

区 分	
対象施設等	—

	活動区分	—
	活動項目	—
	活動内容	—
	活動要件	—

ウ. 多面的機能の増進を図る活動

区 分	
対象施設等	—
活動区分	—
活動項目	—
活動内容	—
活動要件	—

④地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙２）

埼玉県資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙２のとおりとする。

⑤水田貯留機能強化計画書の策定について

水田の雨水貯留能力を人為的に高め、氾濫をできるだけ防ぐ、又は減らすことを目的に広域的な実施の推進を目的に計画を策定するものとする。

（２）交付単価

①基本的考え方

埼玉県資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価については、次に掲げる表中の基本単価とする。

なお、地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理活動が定着してきたことを踏まえ、法に基づき市町村長から認定を受けた事業計画において対象となる資源として位置付けて資源向上活動（共同）を５年間以上実施した農用地及び資源向上活動（長寿命化）の対象農用地については、基本単価に **0.75** を乗じて得た額とする。

上記のいずれにおいても多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合には、基本単価及び継続地区の交付単価に $5/6$ を乗じた額とする。

②資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価

適用	地目	資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の 10 アール当たりの交付単価	資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の 10 アール当たりの交付単価のうち国の助成	資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の 10 アール当たりの交付単価のうち県の補助
基本単価	田	2,400 円	1,200 円	600 円
	畑	1,440 円	720 円	360 円
	草地	240 円	120 円	60 円
基本単価× 5 / 6	田	2,000 円	1,000 円	500 円
	畑	1,200 円	600 円	300 円
	草地	200 円	100 円	50 円
継続地区の交付単価	田	1,800 円	900 円	450 円
	畑	1,080 円	540 円	270 円

	草地	180 円	90 円	45 円
継続地区の交付単価 × 5 / 6	田	1,500 円	750 円	375 円
	畑	900 円	450 円	225 円
	草地	150 円	75 円	37.5 円

③加算単価

ア 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援単価

多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる対象組織が、事業計画に定める活動期間中に、新たに 1 活動項目以上追加する場合、又は新たに設立する対象組織及び多面的の増進を図る活動に取り組んでいない対象組織が、多面的機能の増進を図る活動の活動項目（ただし、広報活動・農的関係人口の拡大を除く。）から 2 活動項目以上取り組む場合に、当該活動期間中に限り加算できる交付単価は、次に掲げる表中に定めるとおりとする。

なお、法に基づき市町村長から認定を受けた事業計画において対象となる資源として位置付けて資源向上活動（共同）を 5 年間以上実施した農用地及び資源向上活動（長寿命化）の対象農用地については、基本単価に 0.75 を乗じて得た額とする。

適用	地目	資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の 10 アール当たりの交付単価	資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の 10 アール当たりの交付単価のうち国の助成	資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の 10 アール当たりの交付単価のうち県の助成
基本単価	田	400 円	200 円	100 円
	畑	240 円	120 円	60 円
	草地	40 円	20 円	10 円
継続地区の交付単価	田	300 円	150 円	75 円
	畑	180 円	90 円	45 円
	草地	30 円	15 円	7.5 円

イ 農村協働力の深化に向けた活動への支援単価

アの支援を受ける対象組織であって、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する活動を行う場合に、当該活動期間中に限りアの表中の単価に更に加算できる交付単価は、次に掲げる表中に定めるとおりとする。

（ア）農業者以外の者が構成員のうち 4 割以上を占め、かつ、当該対象組織の活動に参加する個人及び団体の構成員のうち 8 割以上が参加する実践活動を毎年度行う場合。

（イ）農業者以外の者が構成員のうち 4 割以上を占め、かつ、役員に女性が 2 名以上選任されている場合で、当該対象組織の活動に参加する個人及び団体の構成員の合計のうち 6 割以上が参加する実践活動を毎年度 2 種以上それぞれ別の日に行う場合。

なお、法に基づき市町村長から認定を受けた事業計画において対象となる資源として位置付けて資源向上活動（共同）を 5 年間以上実施した農用地及び資源向上活動（長寿命化）の対象農用地については、基本単価に 0.75 を乗じて得た額とする。

適用	地目	資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の 10 アール当たりの交付単価	資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の 10 アール当たりの交付単価のうち国の助成	資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の 10 アール当たりの交付単価のうち県の助成
基本単価	田	400 円	200 円	100 円
	畑	240 円	120 円	60 円

	草地	40 円	20 円	10 円
継続地区の交付単価	田	300 円	150 円	75 円
	畑	180 円	90 円	45 円
	草地	30 円	15 円	7.5 円

ウ 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援

事業計画に定める活動期間中に、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する活動を行う場合に加算できる交付単価は、当該活動期間中に限りアの表中の単価に更に加算できる交付単価は、次に掲げる表中に定めるとおりとする。

(ア)資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち5割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行う場合(加算対象面積は当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体とする)

(イ)広域活動組織にあっては、当該活動を実施する集落ごとに、資源向上支払（共同）の交付を受ける集落内の田面積全体のうち5割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行う場合(加算対象面積は当該活動を実施する各集落の対象農用地面積のうち田面積全体の合計とする)

なお、法に基づき市町村長から認定を受けた事業計画において対象となる資源として位置付けて資源向上活動（共同）を5年間以上実施した農用地及び資源向上活動（長寿命化）の対象農用地については、基本単価に0.75を乗じて得た額とする。

適用	地目	資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の10アール当たりの交付単価	資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の10アール当たりの交付単価のうち国の助成	資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の10アール当たりの交付単価のうち県の助成
基本単価	田	400 円	200 円	100 円
継続地区の交付単価	田	300 円	150 円	75 円

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

対象組織が農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を行う区域に存し、資源向上活動（共同）の効果が発揮される一団の農用地かつ、農業振興地域の整備に関する法律第3条第1号に規定する農用地で、同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にあるものとする。

市町村において、多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地も対象とする。

4. 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

①地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記1－2の活動指針を基本とし、集落が管理する水路、農道、ため池を対象施設とし、これら施設の長寿命化のための補修又は更新等を対象活動とする。

また、本県では、地域の合意により、水路の補修、用水施設の補修・更新等、排水施設の補修・更新等を対象活動とする。

なお、上記活動については、対象組織（集落）が管理する水路、農道等の施設の長寿命化のための活動を行った上で、交付金の範囲の中で対象活動とすることができる。

②地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア 工事 1 件あたり 2 百万円以上の活動を実施する要件

a 対象施設・対象活動

地域共同により管理している農地周りの水路、農道及びため池を対象施設とし、これらの施設の長寿命化のための補修又は更新等を対象活動とする。

b 内容について県に協議を求める場合の要件

対象施設等の緊急度を踏まえ、適用可能な事業がない、または県予算及び市町村予算の状況、事業執行体制から事業化が困難な場合に限り、県と協議の上実施できる。

c 県が行う技術的指導

認定された長寿命化整備計画書に基づく工事の実施にあたり、県は整備内容や工法の確認を行う。あわせて、施工時や工事完了時に適正な施工となっているかについて、確認を行う。

県は、技術的指導の実施を推進組織又は市町村に委任することができる。

③地域の状況に応じて追加する施設や対象活動

ア. 実践活動

区 分	
対象施設等	水路
活動区分	水路
活動項目	103 水路法面の補修
活動内容	水路の機能・構造に支障を及ぼす浸食や崩落等の発生箇所における補修、及び安全施設を設置することによる対策を行うこと。
活動要件	—

区 分	
対象施設等	用水施設
活動区分	用水施設
活動項目	104 給水栓の補修
活動内容	給水栓の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
活動要件	—

区 分	
対象施設等	用水施設
活動区分	用水施設
活動項目	105 給水栓の更新等
活動内容	老朽化等により機能に支障が生じている給水栓について、更新等の対策を行うこと。
活動要件	—

区 分	
対象施設等	排水施設
活動区分	排水施設
活動項目	106 暗渠排水の補修
活動内容	暗渠排水又はその附帯施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

	活動要件	—
--	------	---

区 分	
対象施設等	排水施設
活動区分	排水施設
活動項目	107 暗渠排水の更新等
活動内容	老朽化等により機能に支障が生じている暗渠排水又はその附帯施設の更新等の対策を行うこと。 農地の生産機能維持のために必要な暗渠排水及びその附帯施設の設置による対策を行うこと。
活動要件	—

区 分	
対象施設等	農用地
活動区分	農用地
活動項目	108 鳥獣害対策施設の補修
活動内容	鳥獣害防護柵の形状の劣化、破損などが見られる場合、補修等の対策を行うこと。
活動要件	—

区 分	
対象施設等	農用地
活動区分	農用地
活動項目	109 鳥獣害対策施設の更新等
活動内容	鳥獣被害防止のため、防護柵の設置や更新等の対策を行うこと。
活動要件	—

区 分	
対象施設等	農用地
活動区分	農用地
活動項目	110 畦畔除去、簡易整地
活動内容	遊休農地の発生を防止するため、狭小な農地を対象として畦畔除去や簡易整地による対策を行うこと。
活動要件	—

④地域活動指針及び同方針に基づく要件（別紙３）

埼玉県資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の地域活動指針及び同指針に基づく要件は、別紙３のとおりとする。

（２）交付金の算定の対象とする農用地

対象組織が農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を行う区域に存し、資源向上活動（長寿命化）の効果が発揮される一団の農用地かつ、農業振興地域の整備に関する法律第３条第１号に規定する農用地で、同法第８条第２項第１号に規定する農用地区域内にあるものとする。

市町村において、多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地も対象とする。

５．組織の広域化・体制強化

対象組織の広域化・体制強化に対する支援として当該活動期間中に限り交付できる額は、次に

掲げる表に定めるとおりとする。

区 分	1 組織当たりの 交付額	1 組織当たりの 交付額のうち 国の助成	1 組織当たりの 交付額のうち 県の助成
3 集落以上又は 50ha 以上 200ha 未満	4 万円	2 万円	1 万円
200ha 以上 1,000ha 未満又は 特定非営利活動法人	8 万円	4 万円	2 万円
1,000ha 以上	16 万円	8 万円	4 万円

6. 広域協定の規模

埼玉県内においては、下記（１）に定める地域振興立法のいずれかの指定地域（以下「指定地域」という。）が協定の対象となる区域に含まれている場合、下記（２）の条件による協定面積を下限値とする。また、協定に参加する集落が３集落以上ある場合も広域活動組織を設立することができる。

（１）地域振興立法

- ①特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 4 項の規定に基づき公示された特定農山村地域
- ②山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村地域
- ③過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第 41 条第 1 項若しくは第 2 項（同条第 3 項の規定により準用する場合を含む。）、第 42 条又は第 44 条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和 3 年度から令和 8 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特定市町村（同法附則第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和 3 年度から令和 9 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特別特定市町村（同法附則第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）

（２）協定面積の下限値

条件	協定面積の下限値（ha）
協定対象農用地全て指定地域	50
協定対象農用地に指定地域が含まれている場合	200－指定地域面積（ha） ※ 1
協定対象農用地に指定地域が含まれていない場合	200

※ 1：協定面積の下限値（ha）は、整数とし、少数点以下は切り上げとする。

7. 地域の推進体制

（１）基本的な考え方

本交付金による活動の推進にあたっては、埼玉県、市町村、農業者団体、集落等の緊密な連携により実施することが必要である。そこで、本県では埼玉県、市町村、農業者団体等で構成する埼玉県多面的機能支援推進会議を地域の推進体制に位置付けることとする。

（２）関係団体の役割分担

①埼玉県

- ・法に基づく基本方針を策定する。

- ・本交付金の実施状況等の評価を行うため、第三者委員会を設置・運営する。
- ・埼玉県の多面的機能支払の実施に関する要綱基本方針を策定する。

②市町村（別添：市町村一覧参照）

- ・法に基づく促進計画を策定する。
- ・管内の活動組織の事業計画の認定又は広域活動組織の広域協定を認定する。
- ・対象組織から提出された申請書等を審査し、対象組織の代表者に対し多面的機能支払交付金の交付額等の通知、交付金の交付を行う。
- ・毎年度、対象組織の農地維持活動及び資源向上活動の実施を確認する。

③埼玉県多面的機能支援推進会議

- ・毎年度、対象組織を対象とした説明会を開催し、本交付金の実施に必要な事項を周知する。
- ・対象組織に対し適宜指導を行い、事業計画に位置づけられた活動等の適切な実施を図る。
- ・本交付金の普及・推進を図るため、推進に関する手引きを作成する。
- ・活動組織の事務手続きの支援等を行う組織の特定非営利法人化に対して、支援を行う。

（３）その他必要な事項

なし

【参考添付資料】

（参考１）関係団体の役割分担表

（参考２）実施体制図

<参考１> 関係団体の役割分担表

事業内容	実施主体			備考
	埼玉県	関係市町村	推進組織	
多面的機能支払交付金		○		
日本型直接支払推進交付金（うち多面的機能支払交付金に係る推進事業）				
１．法基本方針の策定	○			
２．促進計画の策定		○		
３．第三者機関の設置、運営	○			
４．要綱基本方針の策定	○			
５．（１）事業計画の指導、審査		○		
（２）事業計画の認定		○		
６．（１）広域協定の指導、審査		○		
（２）広域協定の認定		○		
７．（１）実施状況確認		○		
（２）実施状況報告		○		
８．推進・指導				
（１）活動組織等への説明会		○	○	
（２）活動に関する指導、助言		○	○	
（３）推進に関する手引きの作成			○	
（４）活動組織を支援する組織への支援			○	
９．（１）交付申請書等の審査		○		
（２）通知・交付		○		
１０．その他推進事業の実施に必要な事項	○	○	○	

<参考２> 実施体制図

